事業費補助金調査票(表)

<mark>名</mark> 北総東部用水基幹施設整備更新事業補助金

担	当 謂	i.	経済部 農政課					
科	目・事 業コート	会計	款	項	目	事業		
14		01	06	01	04	20	_	51
事	業名		土地改良区振興事業					
新	規・継続の別	l	継続					
補	助・単独の別		市単					
補	助の種類	事業						

R5写	と 施	計画	額	3,400	千円
R4	予	算	額	2,564	千円
R3	決	算	額	1,722	千円
R2	決	算	額	2,393	千円
R1	決	算	額	1,700	千円
H30	決	算	額	2,351	千円
<mark>H29</mark>	決	算	額	2,109	千円

北総東部土地改良区施設は供用開始から34年が経 事 過し、整備する機器等が大変多くなってきている。主 要施設の整備更新及び末端施設の農道、排水路、用 水路補修には高額な経費が必要だが、農業、農村の 経済状態の現状から、新たな負担を組合員に強いる **ത** ことは困難である。しかしながら、同地区への安定した 用水の供給、農業経営の安定と農村環境の保全を維 持するためには、施設の計画的な更新及び農道、排 水路の機能維持を果たすための維持管理と用水施設 の補修は不可欠である。

ついては、北総東部用水基幹施設の整備更新を 行っている水資源機構に対し、地元(土地改良区)が 負担する特別経費の一部を補助する。

目

留

意

事

項

	開始年度	平成	20	年度		
根	(市) 成田市農業	業振興等 補	助金	交付雾	要領	
拠	成田市土地改良区等に係る補助金等交付実施					
法	基準					
令	成田市土地改良区等に係る補助金等取扱い					
等	方針					

方針

令和 3 年度決算額等 (単位:千円) 決 成 金 額 件 数 割合 全体事業費 22.271 算 果 7.7% うち市補助金 1,722 1 内 指 うち国補助 0.0% うち県補助 0.0% 標 訳 92.3% 自己負担 20.549

【補助対象者】

•北総東部土地改良区 補

【補助対象経費】

水資源機構が管理する北総東部用水基幹水利施 設について、地元(改良区)が負担する維持管理費 用

【補助率】

対

象

費

補

助

国:55% 県:22.5% 地元:22.5% 地元負担のうち、市町が50%負担し、7市町の 受益面積割合により、負担額を計算

関係市町と面積割合

香取市	1332.0	43.66 %
成田市	529.2	17.35 %
旭市	342.9	11.24 %
匝瑳市	449.6	14.74 %
多古町	281.6	9.23 %
東庄町	5.8	0.19 %
神崎町	109.4	3.59 %
合計	3050.5	100.00 %

【国県等の補助率】

国:55%、県:22.5%

【近隣自治体の補助率】

受益面積割により負担

成果指標:交付額

(単位:千円)

年 度	数 値
令和3年度	1,722
令和2年度	2,393
令和元年度	1,700

事業費補助金調査票(裏)

	項目	担当課確認欄				
公益	補助事業の趣旨・目的が公益性 のある事業に該当する	ウ. 地域の経済 ことができる事		長興, 雇用の促進に寄与する	に該当	
性	市の総合計画に合致する	成田市総合計 り」に合致する。		標に掲げる、「元気な農林水産業を		
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	きな負担とな	と土地改良施設の更新費用等は高なることから、高生産性農業を支える はることから、高生産性農業を支える 能保全の補助は、農業者のニーズ	る農業基盤の	
	類似の補助事業はない	はい				
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2 以下である	はい				
性	近隣自治体と比較した本市の補 助水準	普通				
	個別の規則が整備されている			いいえ		
明確	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	はい				
性	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象 者、対象経費、算定基準が明記されてい る	はい				
	成田市補助金等交付規則に基づ き適正に交付している	はい				
有効	補助金を交付することによる効果を 明確に示す成果指標はあるか	はい	交付額 R1:1,700千円 R2:2,393千円 R3:1,722千円			
性	補助金額に見合う効果があると 認められるか	はい	農業用基盤施設の整備及び機能を保全され、農業生産 能の増進に寄与している。			
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方式費については、補助対象外としている。補助対象外としている。補助事業等に直接関わりのない。・慶弔費及び交際費に係る経費・懇親会及び飲食に係る経費・慰労を目的とした旅費に係る経費・入場料等受益者負担で賄うべきが適当でない。その他補助することが適当でない。	はい				
最終評価	維持継続					
所見	本市においても農業従事者の減少、 状況にある。将来にわたり高生産性農 業生産機能の持続的な増進が図られ	農業を支える農業	用基盤施設	の整備及び機能保全を維持すること		